

除去土壌等の中間貯蔵施設とは？

中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。

※約1,600万～約2,200万m³と推計
(東京ドームの約13～18倍に相当)

- 現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。

- 最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。

(面積:約16km²)

- 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
- 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法:平成26年11月成立)

＜中間貯蔵施設予定地＞



環境省作成

中間貯蔵施設

中間貯蔵施設の整備

受入・分別施設



土壌貯蔵施設



出典：第9回中間貯蔵施設環境安全委員会資料（環境省）

＜当面の施設整備イメージ図（平成29年11月）＞

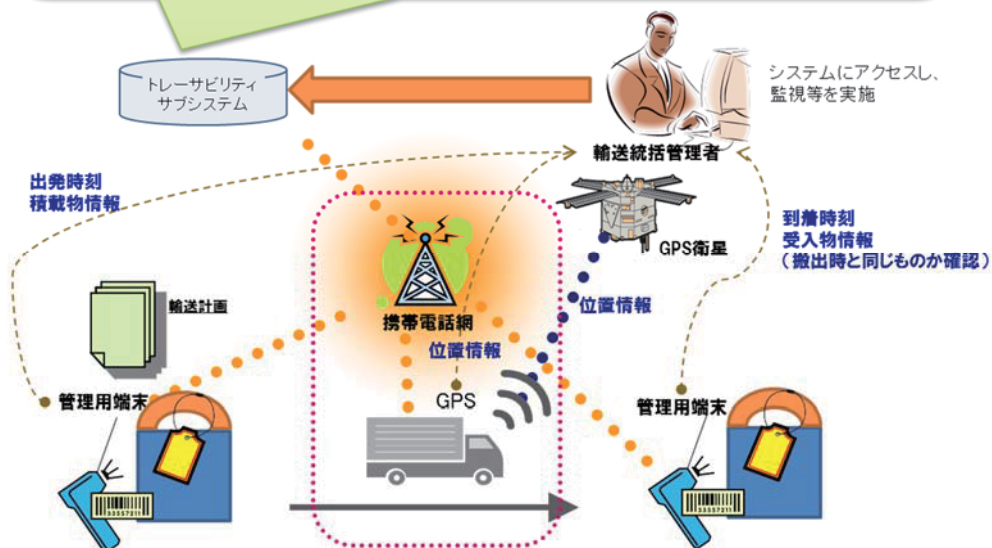


※平成29年11月時点で各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性あります。

環境省作成

- 平成30年1月末までに累計約64万 m^3 を中間貯蔵施設へ輸送済み。
- 平成30年度は180万 m^3 程度を輸送する予定。
- 引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施。

＜輸送車両の管理機能の概要＞



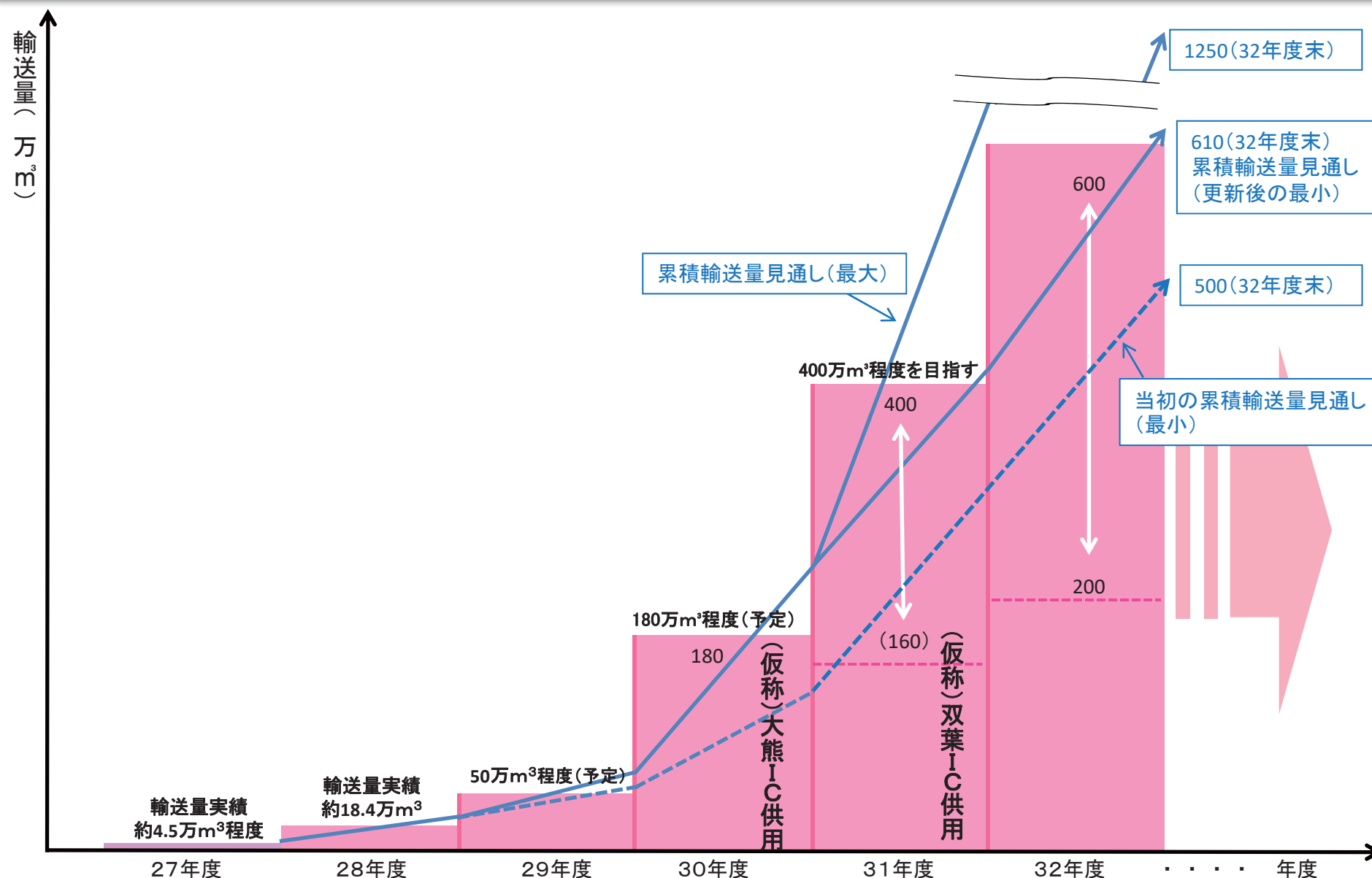
＜輸送の様子＞



環境省作成

中間貯蔵施設

中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」 (平成28年3月27日環境省公表)



※平成28年3月に公表した中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」に、平成27年度、平成28年度の輸送量実績、平成29年度輸送予定量、及び平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した平成30年度(予定値)、平成31年度(目標値)の輸送量を追記。

環境省作成